農地法許可申請書の提出書類

種別 ＼ 必要書類等	農地法第3条の許可（権利移転や権利の設定） 譲渡(貸)人	農地法第3条の許可（権利移転や権利の設定） 譲受(借)人	農地法第4条の許可（自分の農用地を転用） 申請人	農地法第5条の許可（権利移転や設定の転用） 譲渡(貸)人	農地法第5条の許可（権利移転や設定の転用） 譲受(借)人	書類等の発行所等
申請書	3部		3部	4部		農業委員会
法人の場合	・会社謄本 ・定款または寄附行為の写し		・会社謄本 ・定款または寄附行為の写し	・会社謄本 ・定款または寄附行為の写し		法務局等
住民票又は戸籍の附票（町外の方、申請書と登記簿謄本の住所が相違している場合は必要です）	（1部）印鑑登録証明書可	（1部）	（1部）	（1部）印鑑登録証明書可	（1部）	町民課 各市町村役場
耕作証明書（譲受人、借受人が町外に住所を有する方）		（1部）				各市町村農業委員会
営農計画書（譲受人、借受人が町外に住所を有する方、新規就農者及び農業者年金受給に伴う使用貸借の場合は必要です）		（1部）				農業委員会
申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）（旧：登記簿謄本のこと）	1部		2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		法務局
転用事業計画書			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		農業委員会
土地改良区地区内の場合、土地改良区の意見書			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		土地改良区
抵当権、仮登記設定の場合、支障がないことを証する同意書等			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		権利者
申請地の位置図（縮尺1,500～1/3,000程度住宅地図等）			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		申請人
申請地の地番が表示された地図（公図＝登記法第14条地図）			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		法務局
建物・施設の平面図縦断図、横断図等			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		申請人
申請地への建物等の配置図（レイアウト）			2部（うち1部コピー可）	2部（うち1部コピー可）		申請人
貸借契約書（使用貸借・賃貸借）	1部			2部（うち1部コピー可）		農業委員会
融資予約の証明書（転用に係る資金の確認）			2部（うち1部コピー可）		2部（うち1部コピー可）	金融機関等
残高証明書（転用に係る資金の確認）			2部（うち1部コピー可）		2部（うち1部コピー可）	金融機関等

※受付期間は毎月1日から10日までとなります。ただし10日が土日祝の場合、その前の開庁日とさせていただきます。
※転用対象地に係る各種規制等について、事前確認を願います。　裏面をご覧ください。
※上記のほか申請内容により、隣接地権者の同意書、関係団体等の意見書その他書類が必要な場合があります。
※分筆登記、または相続登記等を要するものは、先に登記手続きを済ませて下さい。
※宅地等の転用申請には、雑排水の浄化処理方法も書面で提出して下さい。
※提出いただいた書類（登記簿謄本、公図、資金確認書類）はお返しできませんのでご了承ください。
※法人の場合は、定款の写しのほか、組合員名簿又は株主名簿の写し等が必要になる場合があります。
その他申請、届出について詳しくは農業委員会にお尋ねください。

添付書類に係る詳細
添付する登記簿謄本（全部事項証明書　登記官押印証明のもの）登記事項証明書（会社謄本　登記官押印証明のもの）、公図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図　登記官押印証明のもの）、住民票、印鑑登録証明書、戸籍・除籍謄本抄本、資金計画関係書類等について、申請日からみて3ヶ月以内のものであれば有効です。

■第４条、第５条転用

ア　転用事業計画書（事業の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、転用候補地内の道路、水路等がある場合の措置を記載したもの。ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる場合は、省略化。）

イ　法人にあっては、定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書（会社謄本）

ウ　申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）

エ　位置図（転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面　縮尺1,500～1/3,000程度）

オ　公図の写し（申請に係る土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる。申請地に関する地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発地域（朱書き）を明示したもの。

カ　転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面

キ　所有権以外の権限に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する図面。

ク　転用事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了承しているときは、その旨を証する書面。手続き中等の場合は、その見込みを証する書面

ケ　申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その理由を記載した書面）

コ　転用事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

サ　その他参考となるべき書面

（ア）　「資金計画」の裏付け資料として、金融機関等の証明書（融資証明、融資可能額証明等）

（イ）　市町村等にあっては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書
国、県等の補助金（交付金）交付決定通知書

（ウ）　申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書面

（エ）　その他必要と思われる資料

■他法令との関連

農地転用は、他法令が許可（承認）等されなければ許可されませんので、申請前にご確認ください。

照会内容	照会先
①農業振興地域整備計画に係る支障の有無の確認	農林課農村整備係（役場３階）
②土地基盤整備事業に係る支障の有無の確認	農林課農村整備係（役場３階）
③森林法に基づく手続きの要不要の確認	農林課林務畜産係（役場３階）
④都市計画法に基づく手続きの要不要の確認	建設課都市住宅係（役場３階）
⑤国土利用計画法に基づく届出の要不要の確認	企画商工課企画広報係（役場２階）
⑥埋蔵文化財に係る埋蔵文化財包蔵地対象の有無の確認	教育委員会事務局社会教育課社会教育係（役場３階）